

職員の勤務条件等について

1 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 休暇・休業・退職等の概要

種類	区分	内容	取得限度	
年次有給休暇	年次有給休暇	年次有給休暇	前年繰越日数(最大20日) + 現年日数(20日)	
病気休暇	公務傷病等休暇	公務災害、通勤災害による療養	療養に必要と認める期間	
	結核療養者の休暇	結核性疾患による療養	1年以内	
	私傷病休暇	私傷病による療養休暇(更年期障害・不妊治療等含む)	1年間で90日を超えない範囲で必要な期間。ただし、精神疾患(初回のみ)、悪性新生物、脳血管疾患、心筋梗塞、慢性肝炎、肝硬変等については90日以内の延長可	
介護休暇	介護休暇	配偶者、父母等の介護	連続する6月の範囲で必要と認められる期間	
特別休暇	公民権の行使	公民権の行使	その都度必要と認める期間	
	証人・鑑定人・参考人等としての出頭	証人・鑑定人・参考人等としての裁判所等への出頭	その都度必要と認める期間	
	裁判員休暇	裁判員等として裁判所に出頭	その都度必要と認める期間	
	ドナー休暇	骨髄又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間	
	ボランティア休暇	自発的な社会貢献活動	1年のうち5日以内 (東日本大震災被災地支援にあたっては、別に5日以内)	
	結婚休暇	本人の結婚	市長が定める期間内で7日以内	
	出産休暇	産前休暇		出産予定日の8週間前から出産日まで(多胎妊娠14週間)
		産後休暇		出産日の翌日から9週間を経過する日まで
	育児時間休暇	生後満3年までの子の育児	生後満1年までの子 120分以内 生後満3年までの子 60分以内 30分を単位に2回に分割可	
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入院等の付添い等	3日以内	
	男性の育児参加休暇	妻の出産に伴う当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	出産予定日の6週間前から出産後8週間の期間で5日以内	
	母子保健法による健診	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員の母子保健法による健康診査	妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠36週から分娩まで 1週間に1回 産後1年まで その間に1回 いずれも医師の特別な指示があった場合はその回数と限度として必要と認める時間	
	妊娠障害休暇	妊娠障害休暇	2週間以内で必要と認める期間	
	母体保護のための通勤時刻変更	妊娠中の女子職員の母体保護のための通勤時刻変更	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日のうち1時間以内	
	乳児又は幼児の予防接種、健康診査	乳児又は幼児の予防接種及び健康診査の介助	その都度必要と認める時間	
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	1年につき5日以内 (対象となる子が2人以上いる場合は、年10日以内)	
	忌引	配偶者		10日以内
		父母		7日以内
		子		5日以内
		祖父母		3日以内(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日以内)
孫			1日	
兄弟姉妹			3日以内	
叔(伯)父母			1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日以内)	
甥姪			1日	
父母の配偶者又は配偶者の父母			5日以内(生計を一にしていた場合にあっては7日以内)	
子の配偶者又は配偶者の子		1日(生計を一にしていた場合にあっては5日以内)		

		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(生計を一にしていた場合にあっては3日以内)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(生計を一にしていた場合にあっては3日以内)
	親族の祭日	亡父母・子・配偶者の法要(祭日)	1年につきおのおの1日
	夏季休暇	夏季における諸行事、心身の健康維持・増進等	6月15日から9月30日の間に3日の範囲内
	生理休暇	女子職員の生理日	その都度3日以内
	感染症予防休暇	感染症予防のための勤務の禁止(本人り病を除く。)	その都度必要と認める期間
	災害による職員の現住居の滅失又は損壊	災害による職員の現住居の滅失又は損壊に伴う復旧作業等	1週間以内でその都度認める期間
	災害または交通遮断等による出勤困難	災害または交通遮断等による出勤困難	その都度必要と認める期間
	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	1年につき5日以内 (要介護者が2人以上の場合は、年10日以内)
	永年勤続(リフレッシュ)休暇	20年又は30年勤続者	1月1日から起算して1年以内で、連続する5日間
その他任命権者が特に必要と認める場合	その他任命権者が特に必要と認める場合	その都度必要と認める期間	
職務専念義務免除	職務専念義務免除	研修	その都度必要と認める期間
		厚生活動	その都度必要と認める期間
		人間ドック	検査2日以内
		市の特別職を兼ね、その事務を行う場合	その都度必要と認める期間
		職務に関連する他の公務員として職を兼ね、その事務を行う場合	その都度必要と認める期間
		市の行政上、必要と認められる団体の役員等の職を兼ね、その事務を行う場合	その都度必要と認める期間
		職員に依頼があった講演・講義等	その都度必要と認める期間
		職務の必要な資格試験又は選考試験を受ける場合	その都度必要と認める期間
		必要と認められる組合活動	その都度必要と認める期間
		その他	その都度必要と認める期間
育児休業	育児休業	3歳に達しない子の養育	産後休暇終了後、子が満3歳になる日の前日まで(配偶者の就業等の状況に關らず取得可)
	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子の養育(勤務時間の一部)	産後休暇終了後、子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、1日2時間以内

2 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成27年度)

(1) 分限処分者数

処分事由	根拠	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	地方公務員法第28条第1項第1号					
心身の故障の場合	地方公務員法第28条第1項第2号又は第2項第1号			9		9
職に必要な適格性を欠く場合	地方公務員法第28条第1項第3号					
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	地方公務員法第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	地方公務員法第28条第2項第2号					
条例に定める事由による場合	地方公務員法第27条第2項					
計				9		9

(2) 懲戒処分

処分事由	根拠	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地方公務員法第29条第1項第1号		1			1
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	地方公務員法第29条第1項第2号	2				2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地方公務員法第29条第1項第3号		1	1		2
計		2	2	1	0	5

3 職員のサービスの状況（平成27年中）

(1) 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A(日)	総取得日数 B(日)	全対象職員数 C(人)	平均取得日数 B/C(日)	消化率 B/A(%)
41,542	10,845	1,060	10.2	26.1%

(2) 育児休業の取得状況

区分	育児休業対象者数	育児休業取得者	部分休業取得者	両休業取得者
男性職員	22			
女性職員	19	19		
計	41	19		

(3) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇取得者数	休暇の取得形式	
		全日型中心	時間型中心
男性職員			
女性職員			
計			

区分	介護休暇承認期間					
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員						
女性職員						
計						

4 職員の研修及び勤務成績の評定状況（平成27年度）

(1) 研修

区分		研修名	人数	対象
外部研修	自治研修所研修	新規採用職員	27	新規採用職員
		一般職第Ⅰ課程	12	主事
		一般職第Ⅱ課程	8	主事
		新任係長	27	新任係長
		新任課長補佐	23	新任課長補佐
		新任課長	13	新任課長
		中堅職員	20	34歳の職員
		係長選択	21	係長昇任後5年以内の職員
		中堅職員選択	39	35～39歳の職員
	選択研修等	45	全職員	
	その他	自治大学校	1	全職員
		中央研修所・国際文化研修所	13	全職員
		各種団体等主催の実務研修	61	全職員
		市町村総合事務組合実務研修等	44	全職員
内部研修	新規採用職員研修	33	新規採用職員、派遣職員	
	管理職研修	313	管理職	
	交通安全研修	119	全職員	
	接遇研修	237	全職員	
	同和問題研修	275	管理職	
	同和問題研修	85	同和問題職場研修推進員	
	同和問題研修	1,460	職員・嘱託員・臨時職員	
	コミュニティセンター派遣研修	21	課長補佐	
	福祉施設派遣研修	28	係長	
	テレコミュニケーション基礎研修	7	採用後7～15年目の職員	
	女性職員キャリアデザイン研修	14	女性職員	
	男女共同参画職場推進員研修	79	男女共同参画職場推進員	
	文書づくり研修	64	係長・主任	

(2) 勤務評定

平成18年度から人事評価を実施し、給与に反映させています。

5 職員の福祉及び利益保護の状況（平成27年度）

(1) 安全衛生管理体制

区分	総括安全管理者		安全管理者	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
市長部局等				
教育委員会			1	1
消防				
公営企業			1	1

区分	衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
市長部局等	2	2	4	23	23
教育委員会	3	3	2	51	51
消防	1	1	1	6	6
公営企業	2	2	3	1	1

区分	産業医			
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数
市長部局等	2	2	2	2
教育委員会	3	3	3	1
消防	1	1	1	
公営企業	2	2	2	

区分	委員会				
	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場
	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	
市長部局等	2	2			
教育委員会	3	3			
消防	1	1			
公営企業	2	2			

(注)「勤務条件等に関する調査」において報告した安全衛生に関する事項における数値です。

(2) 職員のための福利厚生事業活動

労働安全・衛生事務・福利厚生

衛生委員会	職場の労働安全、衛生の向上、改善のため、衛生委員会を開催
健康診断等	定期健康診断、各種検診、予防接種等の実施 職員の心の健康保持のため専門の相談日を毎月設置 平成27年度決算額 13,257千円
被服費貸与	出雲市職員被服貸与規則により、調理員や栄養士等に作業服等を貸与 ※消防職員、総合医療センターの医師、看護師等へは別途制服、白衣等を貸与
互助会補助金	職員の福利厚生事業を推進するため、職員が会員となっている出雲市職員共済会へ補助金を支出 運営経費の負担割合 事業主(市):会員(職員)=1:1を原則とするが、慶弔給付等直接的な給付に事業主負担分は充てないこととしている 平成27年度決算額 9,500千円
特定事業主行動計画	「出雲市における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」の策定 (計画期間:H28年4月～H32年3月) 出雲市特定事業主行動計画推進委員会の開催

(3) 職員健康診断の状況

区分	対象者	検診内容等	受診者数
新規採用職員健診	新規採用職員	※定期健康診断の内容と同じ	24
定期健康診断	全職員	聴打診、血圧測定、検尿、身体計測、視力測定、聴力測定	1,482
		血液検査	1,330
		心電図検査	1,331
		胸部レントゲン直接撮影	1,302
人間ドック	希望者	1日外来	690
電算等事務従事者健診(VDT健診)	パソコン業務等の多い職員のうち希望者	年1回実施	72
大腸がん検診	40歳以上の希望職員		221
前立腺がん検診	50歳以上の希望男性職員		9
ペプシノゲン検査	40歳以上の希望職員		48
アスベスト健診	以前アスベストを取り扱った職員(希望者)		2
予防接種	消防職員、予防接種介助職員、診療所看護師	B型肝炎抗原・抗体検査	314
		B型肝炎予防接種	延べ数 29
メンタルヘルス研修	管理職、40歳以上の職員	講演と演習	760
心の健康相談	希望者	臨床心理士、医師による相談	延べ数 87

(4) 勤務条件に関する措置要求

平成27年度中に該当はありませんでした。

(5) 不利益処分に関する不服申立

平成27年度中に該当はありませんでした。